

●派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用されます。

引き上げを求めています!!



2012年
10月24日から山形県の
法定地域別最低賃金は

一時間
あたり

654円

これより低い賃金は
法律違反です!!

罰金は
一人につき
50万円!!

あなたの給料をチェックしてみましょう。☑裏面でチェック!

山形県の
高卒初任給は **829円**

仕事の経験の無い人の初任給より経験豊富なあなたの
時給が低いとしたら、おかしいと思いませんか?
高卒初任給額は、厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調
査結果」の企業規模計・産業計・男女計の月額高卒初任給額を
1ヵ月当たりの実労働時間で除して計算しました。



連合は
最低賃金の



おかしい?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ

[常設]

イコウヨ レンゴウニ



0120-154-052 連合山形

◎県内6ヵ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

- 酒田飽海地協 ☎0234-24-5505
酒田市緑町19-10 労働センター内
- 鶴岡田川地協 ☎0235-25-8605
鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内
- 新庄最上地協 ☎0233-23-1515
新庄市大手町2-60 大手会館2F

- 山形市木の実町12-37 大手門バズ内 ☎023-625-0555
- 北西村山地協 ☎0237-53-2005
- 村山市榑岡新町 2-12-7 しらたかビル2F ☎023-622-0551
- 山形地協 ☎023-622-0551
山形市木の実町12-37 大手門バズ内
- 置賜地協 ☎0238-23-0551
米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

雇用戦略対話の合意により、最低賃金は

全国最低800円に!

総理大臣が主宰する「雇用戦略対話」において、労働者と経営者の代表および政府は「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」ことに合意しました。これは政府の「新成長戦略」にも盛り込まれています。

時給800円では年間2000時間働いても年収160万円、まだまだ十分な水準ではありませんが、「生活できる水準の最低賃金」への、まずは第一歩です。



私の給料は最低賃金をクリアしているの?

最低賃金と比較する場合、対象となるのは給料のうち

- 基本給+ 諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)のみ。
- 残業代は入れない。

1時間あたりの額に変換

- 時給の人はそのままOK。
- それ以外(月給・週給・日給)の人は、まず職場ごとに決められている「**所定労働時間**」や「**所定労働日数**」を調べましょう。「**就業規則**」や**契約書**等から判ります。

実際に比較!

時給の人は → 時給と最低賃金時間額をそのまま比較します。

日給の人は → $(\text{日給額}) \div (\text{1日の所定労働時間})$ が出る金額と最低賃金時間額を比較します。

週給の人は → $(\text{週給額}) \div (\text{週の所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間})$ が出る金額と最低賃金時間額を比較します。

月給の人は → $(\text{月給額}) \div (\text{年間所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間} \div 12)$ が出る金額と最低賃金時間額を比較します。



日本労働組合総連合会(連合)
<http://www.jtuc-rengo.or.jp>

●イッポ前ナビ <http://www.ippomae.jp>
国や地方自治体が実施している、「就労」「生活」の支援制度・相談窓口をご案内します。

●おかしい?と思ったら

連合 検索

